

オンライン本人確認サービス GMO顔認証 eKYC利用約款

オンライン本人確認サービス GMO顔認証 eKYC利用約款（以下、「本約款」という）は、GMOグローバルサイン株式会社（以下、「当社」という）が提供するオンライン本人確認サービス GMO顔認証 eKYC（以下、「本サービス」という）を、本サービスを導入し利用する事業者（以下、「利用者」という）が利用する際の基本的条件について、以下のとおり定めるものである。利用者は、本約款の内容に同意の上、本サービスを申し込むものとする。

第1条（本約款）

1. 本約款は、利用者が当社の提供する本サービスを利用する際の基本的条件を定めたものであり、本約款に基づき締結される利用契約に共通して適用される。本サービスの内容は個々の利用契約において定められるところのものとする。
2. 利用契約において、本約款と矛盾又は抵触する取決めを行った場合、当該利用契約の条項が本約款に優先するものとする。

第2条（利用契約）

1. 本約款にいう利用契約とは、本サービスに関する個々の契約をいい、利用者に対して当社が提供する本サービスの内容、利用料、期間その他の事項の詳細を定めるものをいう。
2. 利用契約は、当社が利用者の申込みに対して承諾の意思表示を行った時に成立するものとする。
3. 当社は、利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがある。
 - (1) 本約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想されるとき。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
 - (4) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であつて、自らの行為によって確定的に本サービスの申込みを行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認があつたことを当社において確認できないとき。
 - (5) 第18条（反社会的勢力の排除）第1項に定める反社会的勢力に該当するとき。
 - (6) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行ううえで支障があるとき又は支障の生じるおそれがあるとき。

第3条（本サービス）

1. 本サービスは、利用者の顧客等（以下、「利用者顧客」という）が利用者の提供するソフトウェアを使用して撮影した画像（以下、「利用者提供画像情報」という）について、AIによる認識及び読み取りを行い数値化した情報（以下、「利用者数値情報」という）を電磁的方法により記録するクラウドサービスである。本サービスは、利用者が自己の顧客に提供するサービスとの連携を目的とする。
2. 利用者及び当社は、犯罪収益移転防止法等の本サービスに関連する法令を遵守するものとする。

第4条（サービス品質保証）

1. S L A

当社が提供するサービスレベルの基準値は別途ウェブサイト上に掲示する「GMOオンライン本人確認サービス 顔認証 e K Y C の品質保証（S L A）」のとおりとする。

2. サービス基本仕様

当社は、前項のサービスレベルの基準値を満たせなかった場合、速やかにこの是正措置を行うものとする。

第5条（サポート）

1. 当社は、利用者からの問い合わせについて、別途当社が定める時間、方法をもって、利用者に対して本サービスに関するサポートを提供する。サポートの内容は、本サービスの利用に関する技術的な支援、操作方法の説明、その他当社が必要と判断する事項とする。

2. 利用者は、自己の顧客からの問い合わせに対して、適切なサポートを提供するものとする。当社は、利用者顧客からの直接の問い合わせは受け付けない。

3. 利用者は、自己の顧客へのサポートを行うにあたり、当社が提供する情報や資料が必要となる場合は、それらの提供を当社に要請することができるものとする。

第6条（管理作業）

1. 当社（当社が作業を委託する第三者を含む）は、利用者の依頼がある場合のほか、本サービスを提供するための機器に不具合が発生した場合、サーバー内のプログラム等が当社の設備に過大な負荷を与えている場合、その他本サービスを提供するために必要がある場合には、利用者提供するサーバー内における調査、サーバーの修補、設定変更、筐体変更その他の管理作業を行うことができるものとする。

2. 当社は、前項の管理作業によって利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第7条（利用期間）

1. 本サービスの利用契約は、利用契約に定める期間その効力を有するものとする。

2. 利用期間の末日の1か月前までに更新を拒絶する通知が利用者からなされない限り、利用契約は同一内容で更新されるものとする。以後の契約期間についても同様とする。

第8条（利用料及び費用）

1. 利用者は、本サービスの利用料として、利用契約において定める金額を、別途当社が指定する支払方法によって当社に支払うものとする。

2. 利用者による利用件数が、件数プラン（年間プランにおいて口数を追加した場合はこれを含む）に定められた月間又は年間利用可能件数を超過した場合には、利用者は、別途当社が定める超過料金を支払うものとする。

3. 利用者による利用件数が、件数プラン（年間プランにおいて口数を追加した場合はこれを含む）に定められた月間又は年間利用可能件数未満の場合でも、利用料は減額されないものとする。

4. 利用者は、第1項の利用料を支払う際には、利用契約に別段の定めがない限り、利用料に消費税額を別途加算した金額を支払うものとする。

第9条（トライアル利用）

1. トライアル利用（「お試し50件プラン」）とは、有償による本サービスの利用開始に先立ち、利用者が本サービスを試用及び評価し、利用の可否を検討することを目的として、当社が許諾する無償での本サービスの利用をいう。
2. 利用者がトライアル利用の申込みをした場合、利用者は、本約款に定める全ての条件を承諾したものとみなされる。
3. トライアル利用期間は利用開始日より3か月とし、本人確認利用件数は50件を上限とする。
4. 本サービスの内容、機能・仕様、本サービス実現に関するアイデア・ノウハウその他利用者がトライアル利用に関連して取得した本サービスに関する一切の情報は、トライアル利用期間中はもとより、トライアル利用期間終了後であっても第三者に開示してはならず、また、トライアル利用以外の目的で使用してはならない。
5. トライアル利用により利用者又は第三者に何らかの損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとする。
6. トライアル利用は本サービスの試験的な利用であるため、本サービスに関する障害、欠陥、不具合その他の瑕疵について、当社は何ら保証せず、修補の義務を負わないものとする。

第10条（変更）

1. 当社及び利用者は、本約款又は第2条の利用契約に記載の事項を変更することを希望する場合は、変更希望月の2か月前までに相手方に通知し、両者協議のうえ別途書面にてこれを定めるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、利用契約に定める月間プランにおける件数プランの変更及び年間プランにおける口数の追加並びに「BPO目視チェックサービス」を除く各種オプションサービスの追加、解約等の変更については、利用者は、1か月前までに当社指定の方式により申請を行うことにより、これを変更できるものとする。かかる変更は、変更月の初日より効力を生じるものとする。なお、年間プランにおける口数の削減については契約更新時のみ認められるものとし、この場合、利用者は、契約更新日の1か月前までに当社に申請を行わなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、オプションサービスである「BPO目視チェックサービス」の追加、料金プランの変更及び解約については、利用者は、契約更新日の3か月前までに当社に申請を行わなければならない。

第11条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用するシステム及びアプリケーションにアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という）を利用者に対して発行する。
2. 利用者は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければならない。
3. 当社は、本サービスを提供するために運用するシステム及びアプリケーションにアクセスしよう

とする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱うものとする。

4. 利用者、第2項に定めるID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負うものとする。
5. 利用者が発行したID等についても本条の定めを準用するものとする。

第12条（アプリケーションの管理）

1. 利用者は、本サービスのために当社が提供するアプリケーションについてアップデートがある場合、速やかにアップデートを実施するものとする。但し、当社がアップデートを実施する時期について別途指示した場合、利用者はその指示に従うものとする。
2. 当社は、利用者が前項に定める義務に反することで利用者又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わない。
3. 利用者は、利用者が第1項に定める義務に反することで当社又は第三者に生じた損害について、その損害を全て賠償する責任を負うものとする。

第13条（禁止行為）

利用者は、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 当社の設備に過大な負荷を与える行為
- (5) 本サービスと競合するサービスの開発、販売促進に関する調査等、第3条に定める本サービスの目的に反する行為
- (6) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する行為

第14条（秘密保持）

1. 当社及び利用者は、本サービスに関連して相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報を秘密に取り扱うものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 開示を受けた時点において既に保有していたもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (5) 秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
2. 当社は、利用者提供画像情報及び利用者数値情報を秘密として保持し、本サービスの運営上必要な範囲を超えて第三者に開示しないものとする。

第15条（個人情報の保護）

1. 当社及び利用者は、本サービスを通じて知得した相手方の有する個人情報の取り扱いについては個人情報の保護に関する法律に従い細心の注意を払うものとする。
2. 利用者は、利用者提供画像情報を提供する利用者顧客から、利用者が本サービスを利用するために必要な同意を得るものとする。また、利用者が当該情報を当社に提供するために必要な同意を、本人から得るものとする。
3. 当社は、本サービスに関して取得する個人情報を、別途ウェブサイト上に掲示するプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとする。

第16条（知的財産権）

本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他一切の知的財産権等は、全て当社その他の権利者に帰属するものとする。

第17条（権利義務の譲渡等）

当社及び利用者は、相手方の書面による事前の承認を得た場合を除いては、相手方に対して有する権利義務及び個別契約上の当事者たる地位を第三者に譲渡すること、又は担保の用に供することはできない。

第18条（反社会的勢力排除）

1. 当社及び利用者は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、その関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体、及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるものをいう）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。
2. 当社又は利用者が本条に定める義務に違反した場合、催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに両者間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、本項に定める解除は有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第19条（解約）

1. 本サービスの月間プランの利用者は、利用期間中といえども、契約締結日の6か月経過後より（「スマホ de 本人確認」の利用契約への移行を理由として本サービスを解約する場合は、利用期間中いつでも）、解約する月の2か月前までに当社に対し書面による解約の意思表示を行った場合、当該解約月の末日をもって利用契約を解約することができる。
2. 本サービスの年間プランの利用者は、利用期間中といえども、解約する月の1か月前までに当社に対し書面による解約の意思表示を行った場合、当該解約月の末日をもって利用契約を解約することができる。この場合、利用者は、残期間分の利用料相当額を、別途当社が指定する支払方法によって一括して当社に支払うものとする。

3. 当社及び利用者は、相手方が本約款又は利用契約に違反し、是正催告後相当期間経過しても当該違反を是正しない場合、利用契約を直ちに解約することができるものとする。
4. 当社及び利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、相手方は、催告を行うことなく直ちに利用契約を解約することができる。
 - (1) 信用状況の悪化により、債務の履行が不可能又は著しく困難となった場合
 - (2) 自らの責に帰すべき事由により守秘義務に違反した場合
 - (3) 信頼関係を喪失するほどの背信的行為を行った場合
5. 前二項による解除は、解除当事者の被解除当事者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
6. 本約款又は利用契約に違反した当事者及び本条第4項各号に該当する当事者は、解約の有無にかかわらず、期限の利益を自動的に喪失し、相手方に対して直ちに残債務を履行しなければならないものとする。

第20条（損害賠償）

1. 当社及び利用者は、相手方が前条4項のいずれかに該当したこと、又は本約款に定める債務を履行しないことにより損害を被った場合、相手方に対して、自らに生じた現実かつ直接的な損害の賠償を請求することができる。
2. 当社の故意又は重過失に起因する損害の場合を除き、当社の本約款に基づく損害賠償責任、その他いかなる責任も、第2条の利用契約に記載の本サービスの対価を上限とする。

第21条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性等のいかなる保証も行わないものとする。
2. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により利用者又は第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 本人特定情報の登録を行った利用者顧客が、他人の名義や架空の名義を利用した等の事由により、本人特定情報に事実と異なる記載があった場合
 - (2) システムエラー等により本人確認において正常な処理が行われなかった場合（同一人物であるにもかかわらず本人確認が行われなかった場合と、異なる人物であるにもかかわらず本人確認が行われてしまった場合の双方を含む）
 - (3) 当社の責に帰すべき事由によることなく、利用者数値情報の提供が遅延した場合
 - (4) 利用者として、本人特定情報を登録する利用者顧客との間で紛争が生じた場合

第22条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、利用者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがある。この場合、当社は廃止前に相当な期間をもって当社が適当と認める方法により利用者に通知を行う。
2. 第20条（損害賠償）の定めにかかわらず、本サービスの廃止により損害が生じた場合であっても、当社は、利用者又は第三者に対し削除したデータ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わない。

第23条（存続条項）

利用契約が解約、期間満了その他の事由により終了した場合といえども第8条（利用料及び費用）、第14条（秘密保持）、第15条（個人情報保護）、第17条（権利義務の譲渡等）、第18条（反社会的勢力排除）第2項、第19条（解約）第6項、第20条（損害賠償）、本条、第24条（協議事項）、及び第25条（準拠法と合意裁判管轄）の規定は、なおも効力を有するものとする。

第24条（協議事項）

本約款又は利用契約に定めのない事項及び解釈に疑義の生じた事項については、当社及び利用者は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第25条（準拠法と合意裁判管轄）

1. 本約款及び利用契約は日本法に準拠するものとする。
2. 前条の協議によっても解決できない事項及び紛争に発展した事項に関しては、当社及び利用者は東京地方裁判所を第一審の専属裁判所として、これを解決することに合意する。

第26条（本約款の変更）

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができる。
 - (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本約款の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の前に相当な期間をもって、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社のウェブサイトへの掲示又は利用者への電子メールにより通知する。
3. 当社が利用者に変更後の本約款の内容を通知し、変更後の本約款の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は本約款の変更に同意したものとみなされる。

附則（実施日）

本約款は、以下の最新のものをその時点での有効な約款とする。

1. Version. 1.1：本約款は、2024年10月21日から実施する。
2. Version. 1.2：本約款は、2025年5月1日から実施する。